

空き店舗助成事業 細則

1. 助成を受けた者が、移転をする場合は対象外とする。
2. 過去に助成を受けた者が、新たに店舗を開設する場合も対象とする。但し、移転は不可。
3. 什器・備品購入費については、中古品であっても適用する。汎用性の高いもの（パソコン等）は助成対象外とする。原則、消耗品は含まないが、開業費（繰延資産）として処理するものについては、対象とする。（※ 飲食店の食器など）
4. オークションまたはメルカリ等、個人同士でのやり取りにより購入したものについては助成の対象外とする。
5. 什器・備品の購入に際し、商品券、ポイント、クーポン等を利用しての購入、割引は不可とする。
6. 費用の支払いについては原則として銀行振込とする。その他の支払方法の場合には要相談とし、相談なく支払を変更した場合にはその費用に関しては助成対象外とする。
7. 助成後も継続して商工会の経営指導を受けること。
商工会の経営指導を受けずに助成金受領後3年以内に廃業になった場合は、助成金の返還を求める場合がある。（審査会にて判断）
8. 内装経費及び什器・備品購入費用・店舗家賃については、消費税抜きにて助成金額を決定する。
※什器備品について審査時に提出した見積書の商品等と違っても同等品であれば購入可能。
9. 開業についてはオープンを知らせるチラシや看板等にて確認することとし、それが出来ない場合はオープン前後に必ず訪問して確認する。また、内装工事については前後の写真を撮り保管する。併せて、当該年度の税務申告の控えを遅滞なく提出すること。
10. 審査委員会の委員は下記のとおりとする。
審査委員長・・・香美市商工会事務局長
審査委員・・・香美市役所商工観光課長・香美市商工会経営指導員3名
香美市役所商工観光課1名
11. 審査会における合格点は、30点とする。（50点満点中）
尚、不合格の場合において事業計画の見直しを行い、再審査を受けることが出来る。
12. 法人においては、設立・異動に伴う届出を香美市役所へ提出すること。